

## Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第29回 『東南アジアにおける個人情報保護法制』

## 講師:弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 川島 裕理

2018年にはEUにおいて「EU一般データ保護規則」(GDPR)が、2020年1月には米国カリフォルニア州において「消費者プライバシー保護法」(CCPA)が施行され、各国で個人情報を保護する取組みが強まっています。東南アジアにおいても、2013年以降、マレーシア、シンガポール、フィリピンにおいて個人情報保護に関する法律が施行され、さらに2019年1月にはベトナムにおいてサイバーセキュリティ法、同年5月にはタイにおいて個人情報保護法が施行されました。今年はインドネシアにおいて個人情報保護法の成立が目指されています。このように東南アジアにおいても、法律が整備され、個人情報保護対策の必要性が高まってきています。そこで、本セミナーでは、昨年施行されたベトナム及びタイにおける規制を中心に、東南アジアにおける個人情報保護法制の概要をご説明します。

時: 2020年2月20日(木) 16:30~18:00

場:大江橋法律事務所 大阪事務所 27階会議室

〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18

中之島フェスティバルタワー27階

http://www.ohebashi.com/jp/firm/access.php

定 員:40名 参 加 費:無料

日会

ご持参いただくもの:筆記用具/受付時に名刺

お申し込みはこちら: https://www.westlawjapan.com/event/study/200220s.html

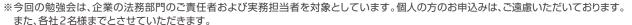
※申込フォームにパスワードが掛かっておりますので、パスワード0220を入力後、お申込み入力をお願いいたします。

お問い合わせ先:brand@westlawjapan.com ※講演レジュメは、お一人様 1部、講演参加者にのみ配布いたします。

## プログラム

16:30~18:00 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)

\*開催場所の都合により懇親会はございません。



※申込者多数の場合は、申込順により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

## 講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 川島 裕理(かわしま ゆり)

2003年神戸大学法学部卒業、2004年弁護士登録。2010年University of Southern California Law School卒業(LL.M.)、その後Zuber & Taillieu LLP (米国ロサンゼルス)、LCT Lawyers(ベトナムホーチミン)での勤務を経て2011年11月に当事務所復帰。2015年から大阪市個人情報保護審議会委員(~2018年3月)、2018年から同市情報公開審査会委員を務める。

日本企業の海外進出・外国企業とのM&A、日本企業と外国企業との間の紛争解決など、国際取引、国際紛争の案件を主に取り扱う。主なセミナー・講演として、「ベトナム企業法・投資法セミナー -2019年に成立が見込まれる企業法・投資法の改正を中心に-」(2019年7月)、「ベトナムにおける紛争解決」(2018年6月)、「東南アジアにおけるコーポレートと紛争解決の最新実務」(2017年9月)等。

著書として、「国際法務概説」(2019年12月。共著)、「東南アジア4か国のコーポレート・ガバナンス(アジア・太平洋会社法実務研究会他編)」(2019年10月。共著)、 「ベトナムにおける国際商事仲裁」(2015年4月)等。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細: www.westlawjapan.com お問い合わせ: brand@westlawjapan.com 0120-100-482 (月〜金9:00〜18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合弁会社です。

